

平成 2 9 年第 2 回定例会（9 月議会）

福 祉 環 境 委 員 会 提 出 資 料

—— 所管事項関係 ——

平成 2 9 年 9 月 2 0 日

健 康 福 祉 部

目 次

◎ 所管事項関係

委員会共通資料【別 冊】

- 1 第三セクターの平成29年度経営評価について
- 2 「第3期ふるさと秋田元気創造プラン」の骨子案について

1 秋田県国民健康保険運営方針（案）について

（国保改革準備・医療指導室）…………… 1

2 健康福祉部所管の各計画の策定等について

- ・平成29年度に策定する各計画の計画期間について…………… 2
- ・第3期秋田県医療費適正化計画…………… 3
（福祉政策課）
- ・秋田県地域福祉支援計画…………… 4
（地域・家庭福祉課）
- ・第7期介護保険事業支援計画・第8期老人福祉計画（長寿社会課）…………… 5
- ・第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画…………… 6
（障害福祉課）
- ・秋田県自殺対策計画…………… 7
（健康推進課）
- ・第3期秋田県がん対策推進計画…………… 8
（がん対策室）
- ・秋田県医療保健福祉計画…………… 9
（医務薬事課）

【別 冊】

- 1 秋田県国民健康保険運営方針（案）（国保改革準備・医療指導室）

秋田県国民健康保険運営方針（案）について

国保改革準備・医療指導室

1 基本的な事項

（１）策定目的

本県の国民健康保険の安定的な財政運営及び市町村の国保事業の広域的・効率的な運営を確保するため、県内の統一的な運営方針を定める。

（２）策定根拠

改正後の国民健康保険法第８２条の２第１項

（３）対象期間

平成３０年度～平成３２年度

2 本運営方針（案）提示までの経過

○平成２８年５月～平成２９年７月

- ・ 県市町村国保運営方針等連携会議・同作業部会における協議（概ね月１回）
- ・ 協議内容：国保運営方針（案）、事業費納付金の算定方法、激変緩和措置等

○平成２９年７月

- ・ 第１回秋田県国民健康保険運営協議会の開催
- ・ 協議内容：国保制度改革の概要、国保運営方針（案）他

○平成２９年８月～９月

- ・ 国保法に基づく市町村への意見聴取の実施
- ・ パブリックコメントの実施

3 主な記載事項

（１）国保の医療費及び財政の見通し（Ｐ２～７）

- ・ 国保医療費の今後の見通し及び財政運営の基本的な考え方
- ・ 「決算補填等目的の法定外繰入」、「前年度繰上充用」の計画的解消・削減

（２）保険税の標準的な算定方法（Ｐ８～１０）

- ・ 県が「県標準保険税率」、「市町村標準保険税率」を設定
- ・ 市町村毎の国保事業費納付金は、各市町村毎の医療費水準、所得水準で按分
- ・ 保険税率の県内統一は、当面行わない
- ・ 保険税負担増の軽減を図るため、県繰入金及び特例基金を財源に激変緩和を実施

（３）保険料の徴収の適正な実施（Ｐ１１～１２）

（４）保険給付の適正な実施（Ｐ１３～１４）

（５）医療費適正化の取組（Ｐ１５～１６）

（６）市町村事務の広域化・効率化の推進（Ｐ１７）

（７）保健・医療・福祉サービス等に関する施策との連携（Ｐ１８）

（８）市町村相互の連絡調整、その他の必要な事項（Ｐ１９）

平成 2 9 年度に策定する各計画の計画期間について

健康福祉部

1 計画期間が「6年(または3年)」の計画

No.	計画名	担当課室	区分	H22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36
1	第3期秋田県医療費適正化計画	福祉政策課	策定								○						○	
2	秋田県地域福祉支援計画	地域・家庭福祉課	策定								○						○	
3	第3期秋田県がん対策推進計画	がん対策室	策定								○						○	
4	秋田県医療保健福祉計画 (第7次医療計画)	医務薬事課	策定								○						○	
5	第7期秋田県介護保険事業支援計画・第8期老人福祉計画	長寿社会課	策定								○			○				
6	秋田県障害者計画	障害福祉課	改定		△			△			△			○				
	(第5期障害福祉計画)										○			○				
	(第1期障害児福祉計画)										○			○				

2 計画期間が「5年」の計画

No.	計画名	担当課室	区分	H22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36
7	秋田県自殺対策計画	健康推進課	策定								○					○		
8	第3期秋田県肝炎対策計画		策定								○					○		

凡例: は現計画の計画期間。 は今年度策定する計画の計画期間。

○=策定、△=改定

健康福祉部所管の各計画の策定等について

		課室名	福祉政策課
計 画 名		第3期秋田県医療費適正化計画 計画期間：平成30年度～35年度（6年間） 根拠法令：高齢者の医療の確保に関する法律	
計 画 の 概 要	策定の趣旨	国民皆保険を堅持していくためには、医療に要する費用（医療費）が過度に増大しないようにするとともに、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保が必要である。 そのため、生活習慣病の予防により県民の健康の保持増進を図るとともに、効率的な医療提供体制の推進を図ることなどにより、本県における医療費適正化を総合的かつ計画的に推進するため、本計画を策定する。	
	基本理念・方針	○住民の生活の質の維持及び向上を図る。 ○超高齢社会の到来に対応する。 ○目標及び施策の達成状況等の評価を適切に行う。	
	主な施策の構成案	○県民の健康保持の推進 ・（新）「健康寿命日本一」への挑戦 ・保険者による特定健康診査及び特定保健指導の促進 ・保険者における健診結果データ等の活用の促進 ・保険者協議会と連携した取組の推進 ○医療の効率的な提供の推進 ・病床機能の分化・連携及び地域包括ケアシステムの構築 ・（新）後発医薬品の使用促進 ・（新）医薬品の適正使用（重複投薬・多剤投与の適正化）の促進 ○その他の取組 ・訪問指導等の充実による重複・頻回受診者への指導 ・医療費通知の充実 ・レセプトの審査及び点検の充実 ・広報活動の充実 ※こうした取組により達成が見込まれる医療費適正化の効果を踏まえ、医療費を推計。	
策定のポイント		・計画期間を介護保険事業（支援）計画（3年間）及び医療保健福祉計画（6年間）のサイクルに合わせ、従来の5年間から6年間に変更する。 ・医療費について、「病床機能の分化・連携の推進の成果」などを踏まえて推計する。	
今後検討事項・スケジュール		平成29年12月 ・関係団体の意見聴取 ・保険者協議会との協議 ・県議会福祉環境委員会への説明 平成30年 1月 ・パブリックコメントの実施 ・市町村との協議 2月 ・県議会福祉環境委員会への説明 3月 ・計画策定	

健康福祉部所管の各計画の策定等について

		課室名	地域・家庭福祉課
計 画 名		秋田県地域福祉支援計画 計画期間：平成30年度～35年度（6年間） 根拠法令：社会福祉法	
計 画 の 概 要	策 定 の 趣 旨	地域共生社会の実現に向けて、市町村による各地域の実情に合わせた地域福祉推進の取組を促進するため、県として今後目指していく地域福祉の姿や市町村への支援の方向性等を定めた地域福祉支援計画を策定する。	
	基本理念 ・ 方 針	○全ての住民が暮らしやすい地域の実現 高齢者や障害者、子どもなどの要支援者も含め、全ての人々が住み慣れた地域で、社会的な関係を維持しながら、生活できる地域の実現 ・相互に支え合うしくみづくり 地域の住民など多様な主体が参画した地域コミュニティの形成 ・総合的な支援体制の構築 要支援者の多様なニーズや複合課題等に対応した包括的な総合相談支援体制の構築	
	主な施策 の構成案	○地域福祉の推進体制の構築 ・地域福祉を推進する包括的な体制づくり （関係機関等の連携の強化、包括的な相談支援体制の構築 等） ・高齢者、障害者、子どもが安心して暮らせる地域づくり （子どもの貧困対策やひとり親家庭への支援の充実、心とからだの健康づくりの推進、災害時の要配慮者への支援、バリアフリーの推進 等） ○地域福祉の人づくり ・福祉人材の育成・定着の推進 （多様な人材の福祉分野への就労の促進、生活支援コーディネーターやボランティアコーディネーターの育成 等） ・福祉に対する理解と参加の促進 （福祉教育の充実、民生委員・児童委員の活動の広報・啓発、地域住民等のボランティア活動や社会福祉法人・民間企業等による社会貢献活動の推進） ○福祉サービスの基盤づくり ・福祉サービスの質の向上及び情報提供 ・援助を必要とする人への自立生活支援及び成年後見制度の利用促進 ・生活困窮者自立支援の推進	
	策定のポイント	・今年度策定する介護保険事業支援計画、医療保健福祉計画等との整合性を図るとともに、計画期間を6年間として策定期間を合わせる。 ・現在、県社会福祉協議会で策定中の地域福祉活動計画と一体的に運用していく体制とする。	
今後検討事項 ・ スケジュール		平成29年10月 ・第2回専門分科会（取組の方向性、県の施策、数値目標の検討） 12月 ・第3回専門分科会（素案の決定） ・県議会福祉環境委員会への説明 ・パブリックコメントの実施 ・市町村、市町村社協への意見聴取 平成30年 2月 ・県議会福祉環境委員会への説明 3月 ・第4回専門分科会（計画案の協議） ・社会福祉審議会（計画案提示）→決定	

健康福祉部所管の各計画の策定等について

		課室名	長 寿 社 会 課
計 画 名		第 7 期介護保険事業支援計画・第 8 期老人福祉計画 計画期間：平成 3 0 年度～ 3 2 年度（3 年間） 根拠法令：介護保険法、老人福祉法	
計 画 の 概 要	策 定 の 趣 旨	2 1 世紀の超高齢社会における介護問題の解決を図るため、介護を必要とする方々を社会全体で支援する仕組みとして介護保険制度が創設された。 この制度の理念に基づき、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保し、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を営むことができるよう、より本県の実情に即した「第 7 期介護保険事業支援計画・第 8 期老人福祉計画」を一体的に策定する。	
	基本理念 ・ 方 針	○地域包括ケアシステムの深化・推進 ・ 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進 ・ 医療・介護・福祉の連携の推進等 ・ 地域共生社会の実現に向けた取組の推進等	
	主な施策 の構成案	・ 介護予防の推進 ・ 住み慣れた地域で暮らし、皆が支え合う社会づくりの推進 ・ 介護保険サービスの基盤強化と質の向上の推進 ・ 医療・介護・福祉の連携の推進 ・ 認知症施策の充実強化	
計画の重点項目		・ 自立支援、介護予防・重度化防止の推進 ・ 地域共生社会の実現 ・ 医療計画等との整合性の確保 ・ 介護を行う家族への支援や虐待防止対策の推進 ・ 介護離職ゼロに向けた、介護をしながら仕事を続けることができるようなサービス基盤の整備 ・ 地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの深化・推進	
今後検討事項 ・ スケジュール		平成29年9月 ・ 高齢者対策協議会への説明・協議（第 1 回） 10月 ・ 市町村ヒアリング実施・厚生労働省ヒアリング 11月 ・ 高齢者対策協議会への説明・協議（第 2 回：骨子案） 12月 ・ 高齢者対策協議会への説明・協議（第 3 回：素案） ・ 県議会福祉環境委員会への説明 平成30年1月 ・ 市町村ヒアリング実施・厚生労働省ヒアリング ・ パブリックコメントの実施 2月 ・ 県議会福祉環境委員会への説明 3月 ・ 高齢者対策協議会への説明・協議（第 4 回：成案） ・ 計画策定	

健康福祉部所管の各計画の策定等について

		課室名	障 害 福 祉 課
計 画 名		第５期障害福祉計画・第１期障害児福祉計画 計画期間：平成３０年度～３２年度（３年間） 根拠法令：障害者総合支援法・児童福祉法	
計 画 の 概 要	策 定 の 趣 旨	市町村障害福祉計画・市町村障害児福祉計画の達成に資するとともに、広域的な見地から、障害福祉サービス等の提供体制を総合的かつ計画的に確保するため、本計画を策定する。	
	基本理念 ・ 方 針	○障害のある人が安心して元気に活躍できる社会を実現する。 ○障害福祉サービス等の提供体制を総合的かつ計画的に確保する。	
	主な施策 の構成案	（施策と主な成果目標） ○施設入所者の地域生活への移行 ・施設入所者の自宅やグループホーム等への移行者数 ○精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 ・精神病床の退院率 ○地域生活支援拠点等の整備 ・「親亡き後」に備え、障害者の相談や緊急時の受け入れ等に対応する体制の整備 ○福祉施設から一般就労への移行等 ・一般就労移行者数、事業所ごとの就労移行率、職場定着率 ○障害児支援の提供体制の整備等 ・身近な地域において通所支援を行う児童発達支援に加え、保育所等訪問支援、相談支援なども行う児童発達支援センター等の整備	
策定のポイント		・今回から、障害児福祉計画を策定（障害者計画（H23～H32）・障害福祉計画と一体的に策定する）。	
今後検討事項 ・ スケジュール		平成29年11月 ・障がい者総合支援協議会での協議 12月 ・県議会福祉環境委員会への説明 ・パブリックコメントの実施 平成30年1月 ・障害者施策推進審議会での協議 2月 ・障がい者総合支援協議会での協議 ・県議会福祉環境委員会への説明 3月 ・計画策定	

秋田県自殺対策計画の策定について

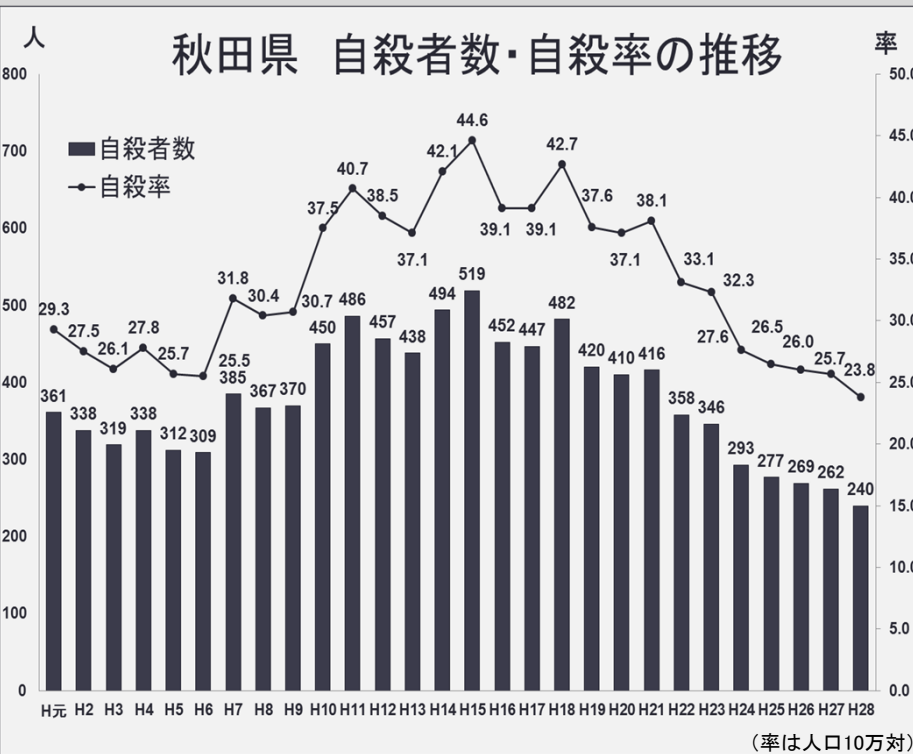
健康推進課

I 計画策定の背景等

- 1 背景
 - ・自殺は複数の原因が重なり心理的に追い詰められた末の死
 - ・自殺者数は減少傾向にあるが依然厳しい状況
- 2 計画策定の根拠
 - ・平成28年3月に自殺対策基本法が改正(平成28年4月施行)
 - ・都道府県、市町村に自殺対策計画の策定を義務づけ
- 3 計画の位置づけ
 - ・自殺対策基本法第13条第1項に定める都道府県自殺対策計画
- 4 計画の期間
 - ・平成30年度～平成34年度(5年計画)

II 秋田県の自殺の現状

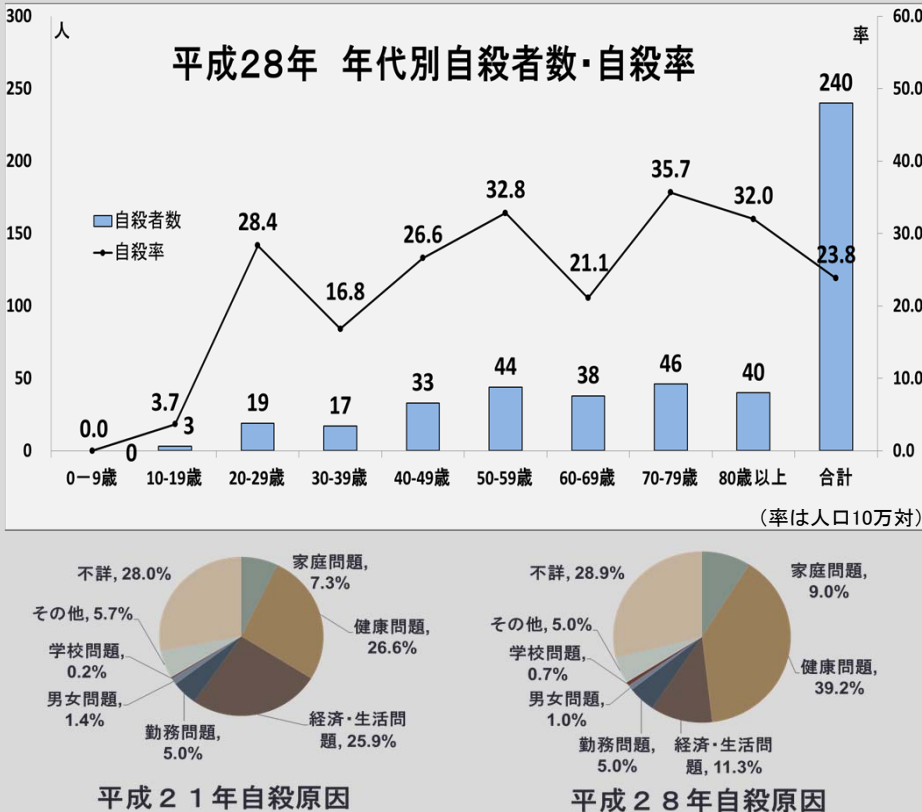
- 1 自殺率は7年連続で減少しているが近年は減少率が鈍化
- 2 年代別では、70代以上の自殺者数が多い
- 3 原因別では、自殺原因の4割が健康問題(精神疾患、身体疾患等)、次に多いのが経済・生活問題



(データ出典)厚生労働省「人口動態統計」、警察庁「自殺統計」

III 自殺対策の基本方針(自殺総合対策大綱)

- 1 基本理念
 - ・「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指す。
- 2 地域レベルでの実践的な取組をPDCAサイクルを通じて推進
 - ・都道府県、市町村ごとの自殺実態プロフィール、それに基づく政策パッケージの提供
 - ・政策パッケージの各自殺対策事業の成果等の分析による改善
- 3 主な重点施策
 - (1) 社会全体の自殺リスク要因の低下
 - (2) 一人ひとりの気づきと見守りの普及啓発
 - (3) 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上
 - (4) 民間団体との連携強化
 - (5) 心の健康を支援する環境整備と心の健康づくりの推進
 - (6) 適切な精神保健医療サービスの提供
 - (7) 子ども・若者の自殺対策の更なる推進
 - (8) 勤務問題による自殺対策の更なる推進
 - (9) 自殺未遂者の再度の自殺企図の防止
 - (10) 遺された人への支援の充実
- 4 数値目標
 - ・平成38年までに自殺率を平成27年と比べて30%以上減少



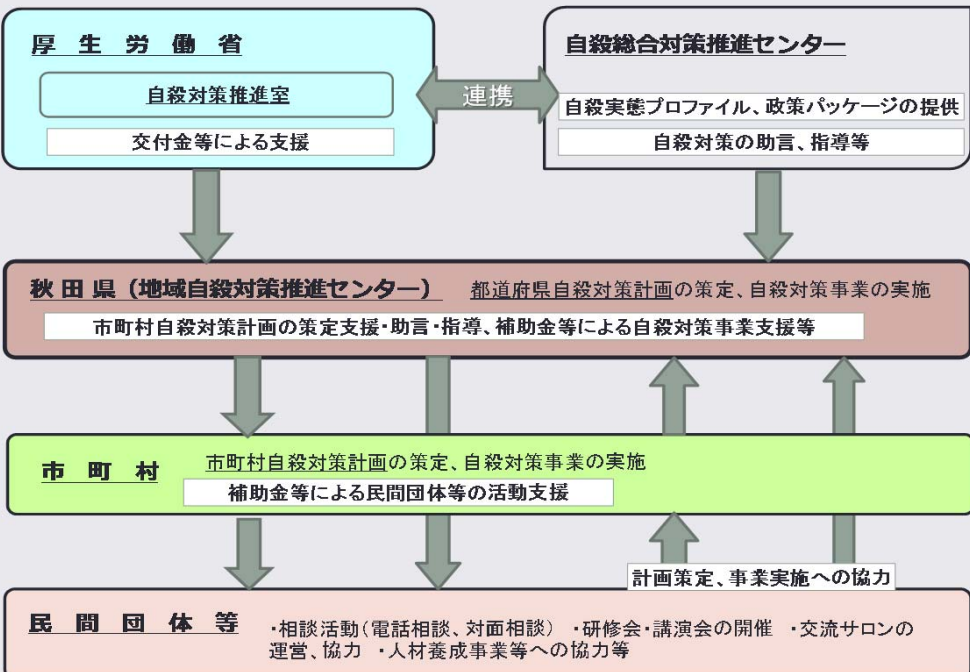
IV 主な取組と重点課題

- 1 主な取組
 - (1) 普及・啓発活動と相談体制の充実
 - ・自殺の現状や自殺対策に関する理解の促進
 - ・相談機関のネットワーク化の推進、相談員の確保・研修の実施 等
 - (2) 心の健康対策の充実
 - ・健康問題(精神疾患・身体疾患等)を抱える者への対応強化
 - ・児童生徒期からの自殺予防教育の実施 等
 - (3) 地域における取組支援と自殺未遂者対策
 - ・市町村や民間団体等が行う自殺対策の取組支援
 - ・関係機関による自殺未遂者等への支援体制の強化 等
- 2 重点課題
 - (1) 高齢者に対する自殺予防対策
 - (2) 医療機関における心理的ケアができる体制の整備
 - (3) 市町村固有の課題に対するきめ細かな取組の促進

V スケジュール

- 平成29年 8月 秋田県自殺対策計画策定委員会での協議開始
9月 福祉環境委員会への説明(計画策定について)
12月 福祉環境委員会への説明(計画素案について)
- 平成30年 1月 パブリックコメントの実施
2月 福祉環境委員会への説明(計画案について)
3月 計画策定、公表

VI 推進体制



健康福祉部所管の各計画の策定等について

		課室名	がん対策室
計 画 名	第3期秋田県がん対策推進計画 計画期間：平成30年度～35年度（6年間） 根拠法令：がん対策基本法		
	策定の趣旨	現状の分析、現行計画の成果や課題を踏まえ、所要の見直しを行う。 策定にあたっては、国の「第3期がん対策推進基本計画」を基本とする。	
	基本理念・方針	○がん患者を含めた県民の視点に立ったがん対策の実施。 ○総合的かつ計画的ながん対策の実施。 ○県民の参加と関係者の連携・協力によるがん対策の実施。	
	計画の概要	主な施策の構成案 ○がんの予防 ・喫煙など生活習慣の改善（1次予防） ・がんの早期発見、がん検診の推進（2次予防） ○がん医療の充実 ・がんの手術療法、放射線療法、薬物療法等の充実 ・チーム医療の推進 ・がんのリハビリテーションの推進 ・がん登録 ○がんとの共生 ・がんと診断された時からの緩和ケアの推進 ・相談支援・情報提供 ・地域連携の強化 ・医療機関、職場等における就労支援 ○基盤の整備 ・人材の育成（医療従事者、ボランティア） ・がんの教育・普及啓発 等	
策定のポイント		・今年度策定する医療保健福祉計画との整合性を図るとともに、計画期間を6年間として策定期間を合わせる。 ・平成32年度に中間評価を行い、必要に応じて計画の改定を行う。	
今後検討事項・スケジュール		平成29年10～11月 ・第2回がん対策分科会 11月 ・市町村、関係団体への意見聴取 12月 ・県議会福祉環境委員会への説明 平成30年 1月 ・パブリックコメントの実施 2月 ・第3回がん対策分科会 ・県議会福祉環境委員会への説明 3月 ・計画策定	

健康福祉部所管の各計画の策定等について

		課室名	医 務 薬 事 課
計 画 名		秋田県医療保健福祉計画（第7次医療計画） 計画期間：平成30年度～35年度（6年間） 根拠法令：医療法	
計 画 の 概 要	策 定 の 趣 旨	医療法において、都道府県は、国の基本方針に即して、かつ、地域の実情に応じて、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図るため、医療計画を定めることとされている。 現行計画が平成29年度で終了することに伴い、本県における医療の需給状況や患者の疾病構造の変化に対応した地域医療を確保するため、平成30年度から開始される新たな医療保健福祉計画を策定する必要がある。	
	基本理念・方針	○各医療圏において、または、圏域を越えた連携により、必要な医療機能を確保し、県民がいつでもどこでも安全で質の高い医療サービスを受けられる体制 ○医療機能の適切な分化・連携による、地域全体で支える医療提供体制 ○社会構造の変化に対応し、保健・医療・介護・福祉が連携を図った切れ目のない体制	
	主な記載事項	○医療圏と基準病床数 ○医療提供施設の整備 ・地域の中核的病院の整備 ・医療機能を考慮した医療提供施設の整備（二次医療圏で対応が困難な特殊な医療） ○医療の情報化 ○医療安全対策 ○5疾病・5事業及び在宅医療の医療体制 ・5疾病（がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病、精神疾患）・5事業（救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療、小児医療）及び在宅医療に関する主要な施策、数値目標、医療機関の機能と連携体制 等 ○その他の医療対策 ・（新）今後高齢化に伴い増加する疾患等対策（ロコモティブシンドローム、フレイル、大腿骨頸部骨折、誤嚥性肺炎など） ○医療従事者の確保	
策定のポイント		・計画期間を介護保険事業（支援）計画（3年間）のサイクルにあわせ、従来の5年間から6年間に変更し、在宅医療に関しては中間年の3年目に見直しを行う。 ・医療計画と介護保険事業（支援）計画との整合性が確保されるよう、在宅医療の整備目標と介護の整備目標について、県と市町村が協議を行った上で設定する。	
今後検討事項・スケジュール		平成29年9月～・主な疾病や事業に係る検討会での検討・審議 12月 ・医療審議会医療計画部会での計画素案の協議 ・県議会福祉環境委員会への説明 平成30年1月 ・パブリックコメントの実施、関係団体への意見聴取 2月 ・医療審議会医療計画部会での計画案の協議 ・県議会福祉環境委員会への説明 3月 ・医療審議会での計画案の審議 ・計画策定	

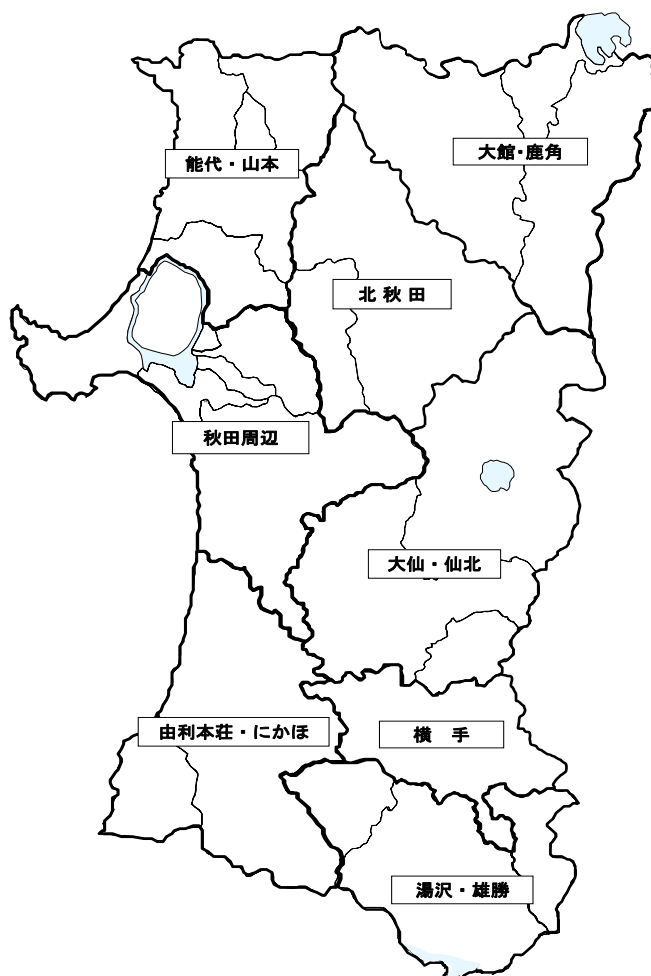
二次医療圏の設定について

医 務 薬 事 課

1 二次医療圏の設定

○ 現行の8つの二次医療圏とする。

○ 北秋田医療圏及び湯沢・雄勝医療圏を含め、がん・脳卒中・急性心筋梗塞等の高度な医療機能が必要とされる疾病については、それぞれの疾病に応じた圏域を設定し、その中で体制の整備を図るなど、隣接する二次医療圏との連携体制の構築に努めていく。



2 理 由

○ 北秋田医療圏及び湯沢・雄勝医療圏の関係者においては、二次医療圏の統合による患者の利便性低下や地域医療の衰退への懸念が強い一方で、現実には不足している医療機能に関しては、疾病ごとに隣接する圏域との連携体制の構築に努めている。

○ 秋田周辺医療圏以外の二次医療圏においては、疾病によっては多かれ少なかれ隣接する圏域との連携体制の構築が必要な状況にある。

○ こうした地域の実情を踏まえ、二次医療圏をベースにしながら、必要に応じて疾病ごとに圏域を越えた連携を図っていくことが適当である。

○ なお、地域医療構想において推計された平成37年の医療需要に基づく病床数の必要量は、平成27年度病床機能報告の許可病床数に比べ、2千床程度少ない病床数となっている。このため、次期計画改定を見据え、継続的な入院需要の減少局面において、二次医療圏の在り方を含めた本県の将来目指すべき医療提供体制の姿を引き続き検討していく必要がある。